

○総務省令第百十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項及び第七十条第一項第一号の規定に基づき、端末設備等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十四日

総務大臣 藤井比早之

端末設備等規則の一部を改正する省令

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
(インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末) 第三十四条の十 専用通信回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。以下この条において同じ。)であつて、デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもののうち、電気通信回線設備を介して接続することにより当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る設定を変更できるものは、次の各号の条件に適合するもの又はこれらと同等以上のものでなければならぬ。ただし、次の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができる専用通信回線設備等端末については、この限りでない。 一 当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係る設定を変更するためのアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。次号及び第五号において同じ。)を有すること。 二 前号のアクセス制御機能に係る識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下この号において同じ。)であつて、初めて当該専用通信回線設備等端末を利用するときにあらかじめ設定されているもの(二以上の符号の組合せによる場合は、少なくとも一の符号に係るもの)を容易に推測されないものに変更させる機能若しくはこれに準ずるものを有すること又は当該識別符号について当該専用通信回線設備等端末の機器ごとに異なるものであつて、容易に推測されないものが付されていること若しくはこれに準ずる措置が講じられていること。 三 当該専用通信回線設備等端末の電気通信の機能に係るソフトウェアの更新について、総務大臣が別に告示する機能を有すること。 四 当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係るインタフェース(当該機能を用いて電気通信信号を電気通信回線設備に送受信するための接続口をいう。)について、総務大臣が別に告示する措置が講じられていること又はこれに準ずる措置が講じられていること。 五 当該専用通信回線設備等端末への電力の供給が停止した場合であつても、第一号のアクセス制御機能に係る設定及び第三号の機能により更新されたソフトウェアを維持できること。	
改正前	
(インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末) 第三十四条の十 専用通信回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。以下この条において同じ。)であつて、デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもののうち、電気通信回線設備を介して接続することにより当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る設定を変更できるものは、次の各号の条件に適合するもの又はこれらと同等以上のものでなければならぬ。ただし、次の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができる専用通信回線設備等端末については、この限りでない。 一 当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係る設定を変更するためのアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。)を有すること。 二 前号のアクセス制御機能に係る識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)であつて、初めて当該専用通信回線設備等端末を利用するときにあらかじめ設定されているもの(二以上の符号の組合せによる場合は、少なくとも一の符号に係るもの)の変更を促す機能若しくはこれに準ずるものを有すること又は当該識別符号について当該専用通信回線設備等端末の機器ごとに異なるものが付されていること若しくはこれに準ずる措置が講じられていること。 三 当該専用通信回線設備等端末の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できること。	〔新設〕 四 当該専用通信回線設備等端末への電力の供給が停止した場合であつても、第一号のアクセス制御機能に係る設定及び前号の機能により更新されたソフトウェアを維持できること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の端末設備等規則第三十四条の十に規定する条件に適合する電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備又は同令第三十六条において準用する同令第三十四条の十に適合する同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備であつて、この省令の施行の日前に同法第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、同法第五十六条第一項に規定する設計認証、同法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは同法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は同法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。